

福祉タクシー利用券を交付します

重度の障がいのため、公共交通機関の利用が困難な方のために、
タクシー料金の一部（基本料金）を助成する制度です。

申請は、市内各郵便局（裏面に記載）で行ってください。

【4月中は、りんくるの窓口および郵送での申請はできません。】

※利用券は、1回の乗車につき1枚しか使用できませんのでご注意ください！

～対象の方～

市内に6カ月以上継続して住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳をお持ちで1級又は2級に該当する、視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓、膀胱、直腸、小腸、呼吸器、免疫、肝臓障害の方
- 療育手帳をお持ちでA判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで1級の方

～交付枚数～

申請月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
枚数	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

～申請場所～

- 市内郵便局の各窓口（厚田区及び浜益区の郵便局を除く。）※詳細は裏面参照
- 厚田保健センターおよび浜益支所

～申請に必要なもの～

- 同封の申請書
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 代理人が窓口に来られる場合は、代理の方の名前が確認できるもの（免許証、保険証等）

～問い合わせ先～

りんくる 障がい福祉課 電話 72-3194 FAX 75-2270
厚田保健センター 市民福祉課 電話 78-1033 FAX 78-1034
浜益支所 市民福祉課 電話 79-2112 FAX 79-2350

※一度登録申請していただくと、次年度以降は福祉タクシー利用券を送付します。